

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条〔名 称〕

この法人は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（略称Bリーグ）といい、英文ではJapan Professional Basketball League（略称B. LEAGUE）と表示する。

第 2 条〔事務所〕

この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第 2 章 目的および事業

第 3 条〔目 的〕

この法人は、公益財団法人日本バスケットボール協会の傘下団体として、プロバスケットボール（この法人の正会員となった団体に所属するバスケットボールチームが業務として行うバスケットボールをいう。以下同じ）を通じて日本におけるバスケットボールの競技力の向上及びバスケットボールの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流及び親善に貢献することを目的とする。

第 4 条〔事 業〕

- (1) この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - ① プロバスケットボールの試合の主催および公式記録の作成
 - ② プロバスケットボールに関する諸規約の制定
 - ③ プロバスケットボールの選手、指導者および審判員等の養成および登録
 - ④ プロバスケットボールの試合の施設の検定および用具の認定
 - ⑤ 放送等を通じたプロバスケットボールの試合の広報普及
 - ⑥ バスケットボールおよびバスケットボール技術に関する調査、研究および指導
 - ⑦ プロバスケットボールの選手、ヘッドコーチおよび関係者の福利厚生事業

の実施

- ⑧ バスケットボールに関する国際的な交流および事業の実施
 - ⑨ バスケットボールをはじめとするスポーツの振興および援助
 - ⑩ 機関紙の発行等を通じたプロバスケットボールに関する広報普及
 - ⑪ その他目的を達成するために必要な事業
- (2) 前項各号の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会 員

第5条〔法人の構成員〕

- (1) この法人を構成する会員は、次のとおりとする。
- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、または法人で下記にあたるもの
 - (a) B 1 リーグ会員（以下「B 1 会員」という）
B 1 リーグ（試合・練習環境、チームの運営能力等において総合的に最も優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロバスケットボールリーグ）に属するチームを保有する法人
 - (b) B 2 リーグ会員（以下「B 2 会員」という）
B 2 リーグ（試合・練習環境、チームの運営能力等において総合的にB 1 リーグに次いで優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロバスケットボールリーグ）に属するチームを保有する法人
 - (c) B 3 リーグ会員（以下「B 3 会員」という）
B 3 リーグ（試合・練習環境、チームの運営能力等において総合的にB 1 リーグおよびB 2 リーグに次いで優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロバスケットボールリーグ）に属するチームを保有する法人
 - (d) 特別会員
第22条第2項の規定により代表理事CEO（チェアマン）に選定された者
 - ② 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または法人
 - ③ 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で会員総会の決議をもって推薦された者
- (2) 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

第6条〔会員の資格の取得〕

会員になろうとする者は、入会申込書を代表理事CEO（チェアマン）に提出し、

理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

第7条〔入会金および会費〕

- (1) 正会員または賛助会員になろうとする者は、会員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。
- (2) 正会員または賛助会員は、会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- (3) 個人である正会員または名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。
- (4) 特別の費用を必要とするときは、理事会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

第8条〔任意退会〕

- (1) 正会員は、退会しようとする場合、その退会希望日の1年以上前の6月30日までに、Bリーグに対してその旨申請し、理事会の承認を得なければならない。ただし、シーズン中の退会は認められない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、正会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

第9条〔除 名〕

- (1) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を経て、代表理事CEO（チェアマン）が除名することができる。
 - ① この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき
 - ② この法人の会員としての義務に違反したとき
 - ③ 会費または臨時会費を6か月以上滞納したとき
- (2) 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対して、当該会員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) 代表理事CEO（チェアマン）は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第10条〔会員資格の喪失〕

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 総正会員が同意したとき
- ② 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または解散したとき
- ③ B 1 会員およびB 2 会員については、B 1 リーグおよびB 2 リーグのいずれにも所属しなくなったとき
- ④ 特別会員については、代表理事CEO（チェアマン）を退任しまたは解職されたとき

第11条〔会費等の不返還〕

退会し、または除名され、あるいは資格を喪失した会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、いかなる事由があっても、これを返還しない。

第4章 会員総会

第12条〔構成〕

会員総会は、すべての正会員をもって構成する。会員総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

第13条〔権限〕

会員総会は、次の事項について決議する。

- ① 会員の除名
- ② 名誉会員および顧問の推薦
- ③ 理事および監事の選任または解任
- ④ 理事および監事の報酬等の額
- ⑤ 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認
- ⑥ 定款の変更
- ⑦ 解散および残余財産の処分
- ⑧ 理事会規程第4条第1項乃至第6項の変更
- ⑨ その他会員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

第14条〔開催〕

定時会員総会を毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を随時開催する。

第15条〔招集〕

- (1) 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代

表理事CEO（チェアマン）が招集する。ただし、代表理事CEO（チェアマン）が欠けたとき、または代表理事CEO（チェアマン）に事故があるときは、予め理事会が定めた順序で他の理事がこれに代わる。

- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事CEO（チェアマン）に対し、会員総会の目的である事項および招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

第16条〔議 長〕

- (1) 会員総会の議長は代表理事CEO（チェアマン）がこれに当たる。
- (2) 代表理事CEO（チェアマン）が欠けたとき、または代表理事CEO（チェアマン）に事故があるときは、予め理事会が定めた順序で他の理事がこれに代わる。

第17条〔議決権〕

会員総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

第18条〔決 議〕

- (1) 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - ① 会員の除名
 - ② 監事の解任
 - ③ 定款の変更
 - ④ 解散
 - ⑤ その他法令で定められた事項
- (3) 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- (4) 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事CEO（チェアマン）に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては第1項および第2項の規定の適用については会員総会に出席したものとみなす。

第19条〔決議の省略〕

理事または正会員が会員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし

たときは、当該提案を可決する旨の会員総会決議があったものとみなす。

第20条〔議事録〕

- (1) 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。
- (2) 議長および出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印（電磁的記録をもって議事録を作成した場合には電子署名）する。

第5章 役員等

第21条〔役員の設置〕

- (1) この法人に、次の役員を置く。
 - ① 理事 10名以上15名以内
 - ② 監事 2名以内
- (2) 理事のうち1名を代表理事CEO（チェアマン）とするほか、1名を代表理事COO、1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。
- (3) 前項の代表理事CEO（チェアマン）および代表理事COOをもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事、常務理事その他理事会の決議によってこの法人の業務を執行する理事として選定された者をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第21条の2〔特任理事〕

- (1) この法人の運営を円滑に行うため、理事会の決議により、5名以内の特任理事を置くことができる。
- (2) 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
- (3) 前2項のほか、特任理事に関する事項は、理事会が制定する「特任理事規程」の定めるところによる。
- (4) 特任理事は一般社団・財団法人法上の理事には該当せず、この法人の業務を執行しまたはこの法人を代表する権限を有しない。

第21条の3〔執行役員〕

- (1) この法人の運営を円滑に行うため、理事会の決議により、相当数の執行役員（理事会および代表理事の指示の下にこの法人の業務執行を行う責任者をいう。以下本条において同じ。）を置くことができる。

- (2) 前項のほか、執行役員に関する事項は、理事会が制定する「執行役員規程」の定めるところによる。
- (3) 執行役員は一般社団・財団法人法上の理事には該当せず、この法人の業務を執行しまたはこの法人を代表する権限を有しない。

第22条〔役員の選任〕

- (1) 理事および監事は、会員総会の決議によって選任する。
- (2) 代表理事および業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (3) この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- (4) この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）および会員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）、ならびにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

第23条〔理事の職務および権限〕

- (1) 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- (2) 代表理事CEO（チェアマン）および代表理事COOは、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- (3) 代表理事および業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第24条〔監事の職務および権限〕

- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

第25条〔役員の任期〕

- (1) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- (2) 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- (3) 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時

までとする。

- (4) 理事または監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

第26条〔役員解任〕

理事および監事は、いつでも、会員総会の決議によって解任することができる。

第27条〔役員報酬等〕

理事および監事の報酬は、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第28条〔取引の制限〕

- (1) 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- ① 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - ② 自己または第三者のためにするこの法人との取引
 - ③ この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- (2) 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第29条〔責任の免除または限定〕

- (1) この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- (2) この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理 事 会

第30条〔構 成〕

- (1) この法人に理事会を置く。
- (2) 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第31条〔権 限〕

- (1) 理事会は、次の職務を行う。
 - ① この法人の業務執行の決定
 - ② 理事の職務の執行の監督
 - ③ 代表理事および業務執行理事の選定および解職
- (2) 前項に定めるほか、理事会に関する事項は、理事会の定める理事会規程の定めるところによる。

第32条〔招 集〕

理事会は、代表理事CEO（チェアマン）が招集する。ただし、代表理事CEO（チェアマン）が欠けたとき、または代表理事CEO（チェアマン）に事故があるときは、予め理事会が定めた順序で他の理事がこれに代わる。

第33条〔議 長〕

理事会の議長は、代表理事CEO（チェアマン）がこれに当たる。ただし、代表理事CEO（チェアマン）が欠けたとき、または代表理事CEO（チェアマン）に事故があるときは、予め理事会が定めた順序で他の理事がこれに代わる。

第34条〔決 議〕

- (1) 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第35条〔議事録〕

- (1) 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。
- (2) 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印（電磁的記録をもって議事録を作成した場合には電子署名）する。

第7章 実行委員会

第36条〔実行委員会〕

- (1) この法人は、その事業遂行のため、理事会の決議に基づき実行委員会を置く。
- (2) 実行委員会の組織、権限および運営に関する規定は、理事会が定める。

第8章 資産および会計

第37条〔事業年度〕

この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第38条〔事業計画および収支予算〕

- (1) この法人の事業計画書および収支予算書、ならびに資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事CEO（チェアマン）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- (2) 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

第39条〔事業報告および決算〕

- (1) この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事CEO（チェアマン）が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。
 - ① 事業報告
 - ② 事業報告の附属明細書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 正味財産増減計算書
 - ⑤ 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - ⑥ 財産目録
- (2) 前項の承認を受けた書類のうち、第1号は、定時会員総会で報告し、第3号、第4号および第6号の書類については、定時会員総会で承認を受けなければならない。
- (3) 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- ① 監査報告
- ② 理事および監事の名簿
- ③ 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ④ 運営組織および事業活動の状況の概要、およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第40条〔公益目的取得財産残額の算定〕

代表理事CEO（チェアマン）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更および解散

第41条〔定款の変更〕

この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

第42条〔解 散〕

この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

第43条〔公益認定取消しに伴う贈与〕

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第44条〔残余財産の帰属〕

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第45条〔公告の方法〕

- (1) この法人の公告は、電子公告により行う。
- (2) 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第11章 顧問

第46条〔顧問〕

- (1) この法人に、顧問を若干名置くことができる。
- (2) 顧問は、この法人の理事であった者の中から総会の推薦により代表理事CEO（チェアマン）が委嘱する。
- (3) 顧問は、重要事項について代表理事CEO（チェアマン）または理事会の諮問に応じる。
- (4) 顧問は無報酬とする。

第12章 法人の組織

第47条〔設置等〕

- (1) この法人の業務を遂行するため、必要な職員を置く。
- (2) この法人の組織、内部管理に必要な規則、その他については、理事会が定める。

第13章 補則

第48条〔委任〕

この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事CEO（チェアマン）が定める。

〔附 則〕

- (1) 本定款は、公益認定を受けた日から施行する。
- (2) 第5条第1項第1号（C）の新設については、2026年1月1日から効力を生

じるものとする。

(3) 前項及び本項の附則は、2026年1月1日から3ヶ月を経過した日後にこれを削除する。

〔改 正〕

2015年4月21日	2018年9月26日	2021年9月29日
2015年6月24日	2019年6月26日	2022年9月28日
2015年7月30日	2019年9月26日	2023年9月27日
2015年11月25日	2020年9月23日	2023年12月31日